

新川こども屋内レクリエーション施設の整備に関する検討会設置要綱

(設置)

第1条 遊びを通じたこどもの非認知能力の形成や基礎的な運動能力等の開発・向上につながる「屋内レクリエーション施設」の新川文化ホール敷地内への整備について検討を行うため、新川こども屋内レクリエーション施設の整備に関する検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会は、次に掲げる事項について検討し、とりまとめを行う。

- (1) 屋内レクリエーション施設の機能・設備に関すること
- (2) その他前条に定める目的のため必要な事項に関すること

(組織)

第3条 検討会は、別表に掲げる学識経験者、子育て世代や関係団体・関係者等からなる委員で構成する。

2 委員は、知事が委嘱する。

(役員及び役員の職務)

第4条 検討会に座長及び副座長を置く。座長は委員の互選により選任し、副座長は座長が指名する。

- 2 座長は、会務を総括する。
- 3 副座長は座長を補佐し、座長に事故があるときはその職務を代理する。
- 4 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、また必要な資料の提出を求めることができる。

(特別委員)

第5条 所掌事務に関し、専門的な視点が必要な事項について意見を聴くため、検討会に特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、知事が委嘱する。

(庶務)

第6条 検討会の庶務は、総合政策局地方創生・中山間対策室地方創生・地域振興課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月10日から施行する。